

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月10日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第5号

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)			(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり <u>30.2円</u>	沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり <u>26.3円</u>
	使用料金	1立方メートル当たり <u>8.3円</u>		使用料金	1立方メートル当たり <u>6.4円</u>
	特定料金	1立方メートル当たり <u>51.8円</u>		特定料金	1立方メートル当たり <u>44.1円</u>
	超過料金	1立方メートル当たり <u>77.0円</u>		超過料金	1立方メートル当たり <u>65.4円</u>
備考 (略)			備考 (略)		
3 (略)			3 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり <u>36.0円</u>	沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり <u>30.7円</u>
	特定料金	1立方メートル当たり <u>51.8円</u>		特定料金	1立方メートル当たり <u>44.1円</u>
	超過料金	1立方メートル当たり <u>72.0円</u>		超過料金	1立方メートル当たり <u>61.4円</u>
備考 (略)			備考 (略)		
4 (略)			4 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業用水道	基本使用料金	1日当たり <u>7,700円</u>	沼田川工業用水道	基本使用料金	1日当たり <u>6,760円</u>
	使用料金	1立方メートル当たり <u>11.6円</u>		使用料金	1立方メートル当たり <u>9円</u>
備考 (略)			備考 (略)		
5 (略)			5 (略)		
(指定管理者による管理) 第26条 (略) 2 (略)			(指定管理者による管理) 第26条 (略) 2 (略)		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		

(7) 工業用水道施設の維持、修繕及び更新に関すること。	(7) 工業用水道施設の維持及び修繕に関すること。
(8) (略)	(8) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条第2項の改正規定は公布の日から施行する。